小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式　一問一答方式

質問件名　ワークライフケアバランスの実現に向けてケアラー支援の充実を

質問要旨

ケアラーとは介護や看病、介助、療育として身近な家族や親族などを日常的に無償で世話をしている人のことです。

これまで何度もケアラーについては一般質問でも取り上げてきました。生活者ネットワークでは2020年度にケアラーへの聞き取り調査を行うなど活動を行っています。この調査に応じてくれた人は多重介護、ダブルケア、障害のある子どものケア、難病や若年性認知症の子どもをみながらの高齢者介護、男性介護、ヤングケアラー、若者ケアラーと状況は様々です。ケアラー像は多様でも家族介護・介助が当たり前とされている現状や、仕事との両立の難しさ、孤立感など共通の課題が見えてきました。介護保険制度や障害者福祉サービスは介護・介助される人が中心に制度設計されているため、ケアラーへの支援 は十分にできるとは言えません。また、多様なケアの状況は一つの部署で解決できる問題ではなく、横断的な支援体制や仕組みが必要です。

ヤングケアラーについては2020年12月には厚生労働省と文部科学省がヤングケアラーについての全国的な実態調査を行い、中学２年の１７人に１人、全日制高校２年の２４人に１人がヤングケアラーであることが分かりました。その報告を受けて「これまで厚生労働省として調査しなかったこと、ヤングケアラーに着目した対策を打ってこなかったことが悔やまれる」と厚生労働副大臣は述べています。国は「即効性のある対策を急ピッチで検討する」として支援策をまとめ、政府が６月にも策定する経済財政運営の指針「骨太の方針」に具体的な支援策を反映させるとしています。このヤングケアラーへの支援は、子どもの権利の視点からも早急に解決しなければならない課題と捉えています。

埼玉県では、日本で初めての「ケアラー支援条例」が2020年３月に施行されました。全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように支援することが掲げられています。

ケアラー支援についての市の取り組み状況と今後について以下質問をします。

１．コロナ禍による緊急事態宣言の発出や自粛を受けて自宅で過ごす時間が多くなった高齢者や障がい児者の家庭への聞き取り調査などは行っていますか。

２．高齢者や障がい児者をケアしている人が新型コロナウイルスに感染した場合に要介護者を緊急的に受け入れる施設への入所状況は。

３．厚生労働省がおこなったヤングケアラーの実態調査報告について市はどのように受け止めていますか。

４．市としてヤングケアラーの実態調査は検討していますか。

５．認知症カフェ以外にもケアラー同士の情報交換や悩みを相談できる居場所を要望しますが市の見解は。

６．市職員やケアマネジャー、相談員など福祉関係者にケアラー支援についての研修は行っていますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第２項により通告します。

2021 年 5 月　31 日　小平市議会議長 殿　　小平市議会議員 氏名　山﨑 とも子

受付番号【　　】

27	26	25	24

－(　　／　　)